

自由研究発表

ジャンビ州の PT SAL アブラヤシ農園周辺に住むオランリンバの土地をめぐる状況 Land Issues of the Orang Rimba around PT SAL Oil Palm Plantation in Jambi

中島成久（法政大学名誉教授）
Narihisa Nakashima (Hosei University)

2020年4月科研費基盤研究C「狩猟採集民オランリンバの土地権研究」を受給したが、コロナのため現地調査ができず、HPの作成、文献研究などで研究を進めてきた。その一環として拙著（2021年）の第3章「オランリンバの土地権」の英訳版を執筆した。英文下書きを現地カウンターパートに読んでもらい、追加の情報を得た。以下は要旨である。

ジャンビ州中央部のブキット・ドゥアブラス国立公園(TNBD、60,500ha)付近では1980年代半ばからアブラヤシ農園開発が始った。トランスミグラシをプラスマ農民として招致し、産業造林政策と相まってTNBD周辺の森は急速に消失した。1988年PT SAL社のアブラヤシ農園(33,800ha)が操業し、周辺のオランリンバの人々は何の補償もなく土地から追い出された。2000年にTNBDが成立し、内部のオランリンバの土地権は保証されたが、外部に住むオランリンバの土地権への配慮はなかった。彼らは政府支給のバラックに住むか、農園内外でテント生活を余儀なくされた。森を失った人々の生活は厳しく、農園との紛争が絶えない。

2007年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にインドネシアは賛成したが、国内法で十分な対応はなかった。Indigenous Peopleのインドネシア語訳であるMasyarakat Adatはインドネシア政府が好むMasyarakat Hukum Adatとは別概念で、政策的な整合性はない。ジョコウィドド政権の「農地改革に関する2018年大統領令第86号」(通称TORA)に基づく施策がジャンビ州のSAD(奥地の民)にも適用された。現時点ではSAL社操業以前に定住し、水田耕作を行う元焼畑耕作民に限定的に認定されただけで、TORAに基づき土地返還を要求するオランリンバ(130世帯、505人)の主張は受け入れられていない。

コロナへの恐怖から2021年5月TNBD南西部のオランリンバでBesasandingon(災悪に対処するための森への逃避)が発生した。すべての経済活動を否定したために困窮した彼らに政府は食料と医療の支援をし、それを契機に80%のオランリンバにKTP(住民証)が発行されたが、その影響が今後注目される。

文献(発表者の著作)

Ways to Conserve the Land Title of the Orang Rimba, Hunter-Gatherers of Jambi, Indonesia, *Journal of International Economic Studies*, No.38, The Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University, pp47-61, March 2024.

『アブラヤシ農園開発と土地紛争——インドネシア、スマトラ島のフィールドワークか

ら』(法政大学出版局、2021年).